



16,000 件のインターネット広告を監視！

## 153 事業者に対し、改善指導を行いました！

—令和5年度インターネット広告表示監視事業 実施報告—

東京都では、ショッピングサイト等において表示されるインターネット上の広告に、誇大・不当な表示がないか監視を行っています。

この度、令和5年度の監視・指導結果がまとまりましたのでお知らせします。

<<監視結果>> インターネット広告監視数 16,000件  
景品表示法に基づく指導 153事業者(156件の広告)

### <<こんな表示には注意しましょう>>

#### 「〇〇するだけ」などの表示



商品（サプリメント等）を利用するだけで痩せるなどの効果を容易に得られるような広告もありますが、**食事制限も運動もせず、楽して痩せることはあり得ません。**

健康食品や化粧品、雑貨は、薬や医療行為のように、病気を治したり、アンチエイジングなどの効果を得ることはできません。

#### 薬や医療行為のような効果を表示



#### 事実に基づかない「期間限定」や「No.1」表示



期間限定セールとしながらも、その期間を過ぎた後も同価格で販売していることがあります。  
商品の優良性とは無関係のイメージ調査による No.1 表示があります。

詳しくはこちらをご覧ください。



東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



【問合せ先】

東京都生活文化スポーツ局 消費生活部  
取引指導課 電話 03-5388-3066

## <<特徴と指導件数>>

誇大な効果等をうたう広告が健康食品や化粧品に多く見受けられました。  
不当な表示等を行っていた153事業者に対して、改善指導を行いました。

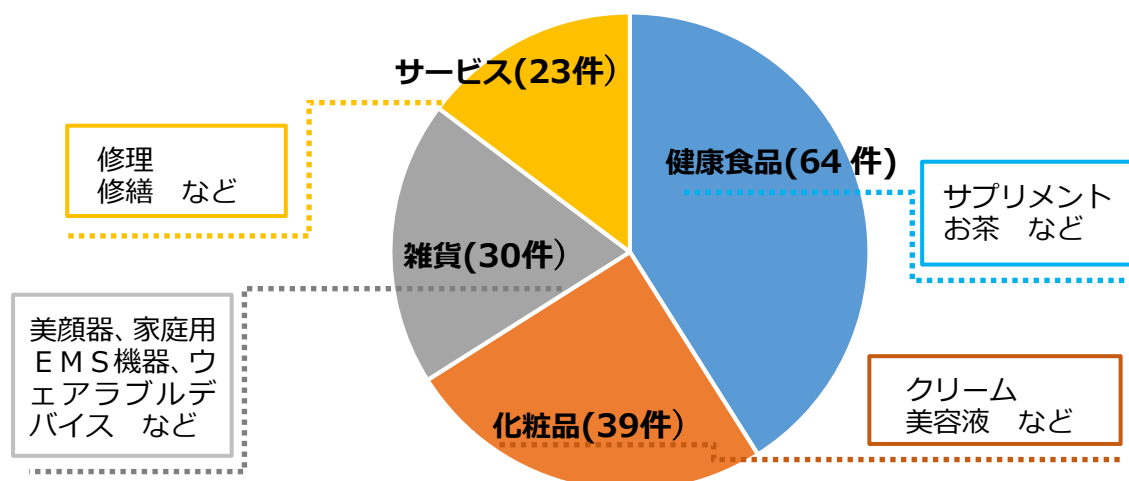
### <令和5年度 指導内容別 広告件数>

| 指導内容                      | 広告件数 | 主な商品・サービス等                    |
|---------------------------|------|-------------------------------|
| 優良誤認 <sup>(※1)</sup> のおそれ | 150件 | 健康食品、化粧品、雑貨 <sup>(※3)</sup> 等 |
| 有利誤認 <sup>(※2)</sup> のおそれ | 26件  | 健康食品、化粧品、雑貨等                  |
| 過大な景品類提供のおそれ              | 0件   |                               |

(注) 複数の内容に違反する広告があるため、指導件数の合計とは一致しない。

- (※1) 優良誤認 商品やサービスの品質、規格などについて、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示
- (※2) 有利誤認 商品やサービスの価格などについて、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- (※3) 雑貨 美顔器、家庭用EMS機器、ウェアラブルデバイスなど

### <商品・サービス別指導件数>



## <<業界団体への要望等>>

この結果を受け、本日、関連の業界団体並びに検索サイト及びショッピングサイトの関係事業者（21団体）に対して、景品表示法及び関係法令の遵守について、より一層の周知を図ること等を要望するとともに、消費者庁に対して情報提供を行いました。

## <<令和6年度 広告表示監視事業における新たな取組>>

SNS等において表示される広告について、今年度から新たに監視事業の対象とします。

誇大・不当な広告を見つけたら、  
東京都の悪質事業者通報サイトに情報提供を！

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho>



これって誇大  
広告だよね。  
よし！通報サ  
イトに情報提  
供しよう。



## 表示例と問題点

| 商品・サービス   | 表示例                                                                                                                                                                                        | 問題点                                                                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 健康食品      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「飲むだけで脂の吸収を抑え簡単ダイエット」</li> <li>・「寝る前に飲むだけ」「運動・食事制限なし！」</li> </ul> 等、この健康食品を摂取することで、運動や食事制限をすることなく、容易に痩身効果を得られるかのように表示していた。                         | <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ<br/> <b>（優良誤認のおそれ）</b></p>                  |
| 雑貨        | <b>【美顔器】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「毎回5分～6分くらい使うだけ」「損傷した細胞の修復を促進」「若顔に戻します」</li> </ul> 等、この商品を使用することで、容易に若返り等の強力な美容効果を得られるかのように表示していた。                                    | <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ<br/> <b>（優良誤認のおそれ）</b></p>                  |
|           | <b>【家庭用EMS機器】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目に見える痩せ効果」「脂肪を燃焼します」</li> </ul> 等、この商品を使用するだけで、顕著な痩身効果を得られるかのように表示していた。                                                         |                                                                               |
|           | <b>【ウェアラブルデバイス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「睡眠を誘発するホルモンを生成」「睡眠不足を解決に導きます」</li> </ul> 等、この商品を使用することで、容易に睡眠不足を改善することができるかのように表示していた。                                        |                                                                               |
| 化粧品       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「たった1分で、驚きの美白体験」</li> <li>・「目の下やフェイスラインのたるみを引き上げます」</li> <li>・「マイナス10歳以上のお肌になれます」との体験談</li> </ul> 等、この化粧品を使用することで、容易に若返り等の強力な美容効果を得られるかのように表示していた。 | <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ<br/> <b>（優良誤認のおそれ）</b></p>                  |
| 商品・サービス全般 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お客様満足度No.1」</li> <li>・「No.1 ランキング6冠達成！」</li> <li>・「顧客満足度99.7%達成！」</li> </ul> 等、競争事業者のものよりも高い評価を得ているかのように表示していた。                                   | <p>実際には、客観的な調査に基づいていなかったり、主張する内容が客観的に実証されていないおそれ<br/> <b>（優良誤認のおそれ）</b></p>   |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「期間限定キャンペーン！割引クーポンのご案内！」</li> <li>・「【期間限定】○月○日まで！○○%OFF」</li> </ul> 等、期間限定等の特別価格であり、今申し込めばお得であるかのように表示していた。                                        | <p>実際には、期間の明示がなかったり、キャンペーン期限が延長されるなど継続して実施されているおそれ<br/> <b>（有利誤認のおそれ）</b></p> |